

教育長説明要旨

令和7年6月20日

教育長の 今西 でございます。

委員各位には、平素から本県教育に御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、県教育委員会が取り組んでおります施策の実施状況について、その概要を御説明申し上げます。

人権教育につきましては、差別や偏見をなくし、こどもたちの人権が尊重される環境づくりと、一人一人を大切にしたい人権教育の一層の推進を図るため、人権教育学習プラン「人権学習のための手引き（第2版）」を作成し、全教職員に配布しました。各学校には、学校の教育活動全体を通じて、組織的、計画的に人権教育に取り組むよう、これまで刊行してきた学習資料集と併せ、効果的、積極的な活用を働きかけてまいります。

また、5月下旬から6月上旬に、全ての学校の人権教育担当教員を対象に、「同和問題（部落差別）」や「障害のある人の人権」等の人権課題をとりあげた、人権教育担当教員等研修会を実施しました。今後も研修会等の実施を通じて、教職員の資質向上や各学校での校内研修の充実に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、昨年3月に発生した教員による差別発言事件につきまして、2月の特別委員会に続き、現在の取組状況等について御報告いたします。

まず、前回の委員会でも御報告させていただきました、問題提起者へのケアについては、その後も引き続き、月に2回程度の面談の実施と、専門的な見地から、心理師（心理士）を活用したカウンセリングを合わせて実施しています。今後も問題提起者に寄り添いながら、継続したサポートに努めてまいります。

発言をした教員に対する特別研修については、当該学校長と連携を図り、継続して研修を実施してまいります。

また、昨年11月から実施している同和研修につきましては、引き続き、各県立学校に講師として指導主事を派遣し、10月末までに全県立学校で実施する予定となっています。小中学校においても、市町村教育委員会からの要請を受け、指導主事を派遣し同和研修を行っているところです。教職員一人一人が同和問題を自分事として捉え、自ら考え、正しい行動へつなげられるよう引き続き取り組んでまいります。

県教育委員会では、今後も教職員が同和問題をはじめとした、多様な人権課題に関する広範な知的理解とともに、確かな人権感覚を身に付け、児童生徒に対して正しい教育が実施できるよう、引き続き人権教育の充実に取り組んでまいります。